

岩手県告示第329号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸津軽石地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点28までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点28と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第1号に掲げる区域を除いた区域

- 基点1 北緯39度35分12秒5680、東経141度56分58秒7470
- 基点2 北緯39度35分15秒6292、東経141度56分57秒8531
- 基点3 北緯39度35分15秒2312、東経141度57分03秒5276
- 基点4 北緯39度35分10秒7643、東経141度57分12秒5396
- 基点5 北緯39度35分09秒8155、東経141度57分28秒9396
- 基点6 北緯39度35分08秒3327、東経141度57分29秒6326
- 基点7 北緯39度35分07秒9254、東経141度57分31秒0551
- 基点8 北緯39度35分07秒5768、東経141度57分31秒1007
- 基点9 北緯39度35分07秒3632、東経141度57分29秒1892
- 基点10 北緯39度35分07秒2061、東経141度57分29秒2045
- 基点11 北緯39度35分07秒0901、東経141度57分27秒7845
- 基点12 北緯39度35分06秒8741、東経141度57分27秒1468
- 基点13 北緯39度35分06秒7470、東経141度57分26秒3921
- 基点14 北緯39度35分06秒6913、東経141度57分24秒6611
- 基点15 北緯39度35分06秒5629、東経141度57分23秒9103
- 基点16 北緯39度35分06秒0983、東経141度57分22秒8985
- 基点17 北緯39度35分06秒7469、東経141度57分22秒0798
- 基点18 北緯39度35分07秒1969、東経141度57分22秒0623
- 基点19 北緯39度35分07秒3826、東経141度57分16秒0943
- 基点20 北緯39度35分07秒4854、東経141度57分13秒8155
- 基点21 北緯39度35分07秒6518、東経141度57分12秒4050
- 基点22 北緯39度35分07秒9008、東経141度57分11秒0602
- 基点23 北緯39度35分08秒8479、東経141度57分09秒3334
- 基点24 北緯39度35分09秒3302、東経141度57分07秒6870
- 基点25 北緯39度35分09秒5454、東経141度57分05秒8732
- 基点26 北緯39度35分10秒2131、東経141度57分04秒4318
- 基点27 北緯39度35分11秒6402、東経141度57分01秒8771
- 基点28 北緯39度35分12秒7329、東経141度56分59秒7288

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。